大和高田市農業委員会だより

秋

桜



行 令和2年12月10日 大和高田市農業委員会 阻 22-1101(代)



令和2年7月20日、市議会の同意を得た13名が市長より農業委員に任命されました。また、同日、新たな農業委員会により農地利用最適化推進委員4名の委嘱を行いました。これは、平成29年7月に任命・委嘱を受けた農業委員・農地最適化推進委員の任期満了に伴い新たに公募によって選ばれたもので、任期は3年です。



〈上段左より〉

上田美加子(農業委員·再)、安井進(推進委員·新)、鬼頭淳悟(推進委員·新)、小川隆興(農業委員·再)、 奥本正嗣(農業委員·再)、西川達也(農業委員·新)、吉井己容子(農業委員·新)、松村謙三(推進委員·新)、 米田博明(推進委員·新)

〈下段左より〉

吉岡重治(農業委員·再)、梅田昌宏(農業委員·再)、藤岡秀信(農業委員·再)、弓場一郎(農業委員·再)、 鵜山久雄(農業委員·再)、本郷保則(農業委員·新)、前田全計(農業委員·再)

※ 中 江 彰 (農業委員·再) 病欠により撮影時不参加 [推進委員=農地利用最適化推進委員、新=新任、再=再任]

ごあいさつ

大和高田市農業委員会 会長 弓場 一郎

農家の皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本市農業委員会活動に格別のご協力頂き厚く御礼申し上げます。

7月に農業委員の改選により、市長から任命されました農業委員13名、農 地利用最適化推進委員4名とともに一丸となって3年間活動してまいります。

さて、今年に入ってからは、未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症をはじめ、9月半ば過ぎからはトビイロウンカが各地区に発生し重大な被害を与えました。農業を取り巻く環境は、米価の低下、担い手不足による遊休農地の増加、令和4年の生産緑地見直しなど厳しい状況下にあります。

農業委員会におきましては、各地区ごとに、課題等を的確に捉え「人・農地プラン」を推進し農地の集積・集約化や遊休農地の解消などの「農地利用最適化」を進めているところです。

今後は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をとり、皆様方の声をお聞きしながら、農業の活性化に全力で取り組んでまいりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

農業委員会

[会 長] 弓場 一郎

[副 会 長] 藤岡 秀信 鵜山 久雄

[農地部会] 本郷 保則(部会長) 前田 全計(副部会長)

鵝山 久雄 奥本 正嗣 中江 彰 吉井 己容子

[農政部会] 梅田 昌宏(部会長) 吉岡 重治(副部会長)

上田 美加子 小川 降興 西川 達也 藤岡 秀信

[農地利用最適化推進委員] 安井 進 鬼頭 淳悟 松村 謙三 米田 博明

委員担当地区

委員名	担当地区(農家支部)	委員名	担当地区(農家支部)
吉井己容子 西川 達也	曽大根 礒野 東中	松村 謙三 梅田 昌宏	野口 西代 出屋敷 北市場 大谷 北角
鬼頭 淳悟	今里 三倉堂	鵜山 久雄	池田 領家
本郷 保則	土庫区 土庫 日之出 陽町	藤岡 秀信 前田 全計	市場 新田 岡崎 田井 勝目
上田美加子	松塚	吉岡 重治	奥田
小川 隆興	大中 大道	弓場 一郎	吉井 西坊城
奥本 正嗣	神楽 築山 有井	中江 彰	根成柿
安井 進	藤森 池尻	米田博明	秋吉 出

農業委員会活動》

農業委員会は、法令により市町村ごとに設置が義務づけられており、農地の権利移動についての許可、農地転用申請の受理や意見書の添付等の農地法に基づく事務や、農地利用 最適化の取り組みを行っています。

> 農地の所有権を移転したい、農地に土を入れて野菜を作りたい 農地に家を建てたり駐車場にしたりしたい、小作権を解約したい等



このようなときは農業委員会へまずご相談を!

吻勞登瑟隊容與旷息し危

農業委員としてその活動に長年尽力されて、7月の任期満了に伴い退任された前会長の 今村平治郎氏と前副会長の森本輝雄氏が、堀内大造市長より大和高田市功労者の表彰を受 けました。表彰式は、市議会の西村元秀議長、谷河照美副市長、弓場一郎農業委員会長の 臨席のもと市役所3階の市長応接室で行われました。





農業者年金で安心で豊かな老後を

①農業者の人なら広く加入できる(次の3つの要件を満たせばどなたでも)

国民年金第1号被保険者

年間60日以上農業に従事

60歳未満

- ②積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえる(80歳前に亡くなった場合も死亡一時金が遺族に支給)
- ③保険料の額(月額2万円~6万7千円) は自由に決められる
- ④税制面の優遇措置(支払った保険料は 全額社会保険料控除の対象)



農業者年金加入相談会の様子(令和元年)

⑤一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

【お問い合わせ】お近くのJAまたは農業委員会

大切な農地をおりている。



「引退を考えている」

「後継者がいない」

「農地を相続したけれど…」

こんなお悩みの時は「なら担い手・農地サポートセンター」にご相談ください。公的機関だから安心です。貸付期間終了後農地は確実に戻ります。契約書の作成や農地法の許可は不要です。

奈良県農地中間管理機構「公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター」

橿原市畝傍町53番地(TEL 0744-21-5020)

農業経営と暮らしの情報がいっぱい、農業者の視点でお届けします



発行日 月4回金曜日

購読料 月700円(送料込)

申込先 農業委員会事務局または農業委員へ